

建築基準法施行細則第3条第3項の付近見取図、配置図、各階平面図及び建築設備図

平成20年3月28日

告示第232号

建築基準法施行細則（昭和46年愛知県規則第55号）第3条第3項の知事が別に定める付近見取図、配置図、各階平面図及び建築設備図（以下「図面」という。）を次のように定め、平成20年4月1日から施行する。

なお、平成16年愛知県告示第269号（建築基準法施行細則第3条第3項の定期調査票）は、平成20年3月31日限り廃止する。

- 1 付近見取図、配置図、各階平面図及び建築設備図の大きさ
原則として日本工業規格A3とする。
- 2 各階平面図
各階平面図が基準階として表現できる場合は、基準階平面図とすることができる。
- 3 図面の記載内容の変更
図面の記載内容に変更がなければ、前回の報告書に添付した図面を白焼きしたものを添付することができる。また、図面の記載内容に変更があった場合は、変更のある階について、各階平面図及び建築設備図を作成し、変更のない階については、前回の報告書を白焼きしたものを添付することができる。なお、白焼きの場合は、着色は不要とする。
- 4 図面に記載すべき事項
図面に記載すべき事項は、下表のとおりとする。また、図面には、凡例を付し、防火区画、排煙区画及びダクトは、着色するものとする。

配置図・各階平面図	建築設備図
<p>延焼のおそれのある部分</p> <p>非常用の進入口 (代替する窓を含む。)</p> <p style="text-align: center;">(防火区画)</p> <p style="text-align: center;">(たて穴区画、異種用途区画及び面積区画を着色により区別し、表現すること。)</p> <p>非常用照明 (電源内蔵形)</p> <p style="text-align: center;">(随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く))</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">〔共通事項〕</p> <p>①縮尺（又は寸法及び方位）</p> <p>②室名</p> <p>③避難階段及び特別避難階段</p> <p>④エレベーター（非常用のものは、その旨記入すること）</p> <p>⑤電気室（自家用発電装置又は蓄電池設備の別を記入すること。）</p> <p>⑥中央管理室</p> <p>⑦屋上広場</p> <p>⑧空調機械室</p> </div> <p style="text-align: center;">(ダクト)</p> <p style="text-align: center;">(換気及び排煙を着色により区別し、表現すること。)</p> <p>排煙口、排煙出口、換気扇</p> <p style="text-align: center;">(排煙区画)</p> <p style="text-align: center;">防火ダンパー</p> <p>非常用照明 (電源別置形及び自家用発電装置)</p> <p style="text-align: center;">(連動機構)</p>

- 5 その他
図面は、相互に兼ねることができる。